

10月から子ども手当の制度が変わります

該当する方は、「認定請求書」の提出が必要です。

子ども手当について、「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」が平成23年8月26日に成立しました。この法律により、平成23年10月分～平成24年3月分までの子ども手当は下記のとおり変更になります。

支給月額

3歳未満		15,000円
3歳～小学6年生	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円



支払時期

平成24年2月に平成23年10、11、12月及び平成24年1月分が、平成24年6月に平成24年2、3月分が支給されます。

新たな支給要件等

- 子どもに対しても国内居住要件が設けられます（留学中の場合等を除く）。
- 児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給する形で手当が支給されます。
- 未成年後見人や父母指定者（父母等が国外にいる場合のみ）に対しても、父母と同様（監護・生計同一）の要件で手当が支給されます（父母等が国外居住の場合でも支給可能）。
- 監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合（単身赴任の場合を除く）は、子どもと同居している方に手当が支給されます（離婚協議中の別居の場合は、子どもと同居する方に手当を支給）。

手続きについて

平成23年10月からの子ども手当を受給するには、これまで子ども手当を受給していた方も含め、支給要件に該当する全ての方が「認定請求書」を提出することが必要です。

【受付窓口】

保健福祉課 戸籍担当 電話 56 2123

トマム支所 電話 57 2160

* 「認定請求書」は住民登録されている市町村へ提出してください。

- 平成23年10月1日以降に他の市町村へ転居した時は、転出後の市町村へ認定請求が必要です。
- 平成23年10月1日以降に、出生などにより支給の対象となる子どもが増えたときには「額改定認定請求」が必要です。

* 手続きが遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、手続きはお早めをお願いいたします。

* 子ども手当受給に該当する方には関係書類の一式を送付いたします。

お問い合わせ

保健福祉課戸籍担当 電話 56 2123

